

東アジア経済統合とグローバル・ガバナンス

國 本 康 寿

1. はじめに

経済のグローバル化・ボーダレス化は経済問題のみならず、地球環境問題、エネルギー問題、食糧問題、貧困問題、エイズ・感染症問題、テロ問題など国際秩序に関わる課題を一層顕在化させることとなった。

こうした課題の解決策の糸口として、東アジア諸国では経済統合へ向けた動きが活発化している。そして東アジア諸国の地域協力については「もはや共同体は、できるかできないかの可能性の問題ではなく、どう実現し、どんな内容を盛り込んでいくかを制度設計する、現実の政策課題へと変貌している」（進藤、平川〔2006〕、p.3）という見解もある。

この統合への動きが活発化した直接の契機は、アジア通貨危機において国際機関が示した対処策に速攻性がなく、結果として東アジア諸国自らが自己の通貨問題への取り組みや経済統合の必要性を共通の認識としたことにあった。

本稿は、東アジア諸国の経済統合を地域協力の制度的枠組みの構築と捉え、その前提となる東アジア諸国の経済関係および経済統合構想の背景をまず整理する。次いでその地域協力における各国の立場および実現障壁が何か、さらにはその地域協力が東アジア諸国自らの主体的なものとなるための要件について検討する。

2. 世界経済の中での東アジア諸国のプレゼンス

経済産業省『通商白書 2008 年』によると、世界経済の現状は「一体化」と「多極化」にあると分析している。世界経済は貿易（財・サービス貿易の伸び年平均 11.5%、〈2000 年～2007 年、ドルベース〉）・投資（直接投資残高の伸び年平均 12.8%、〈2000 年～2006 年、ドルベース〉）の拡大を通じて「一体化」し、同時に新興国の貿易依存度（2006 年、35.8%）が対先進国貿易への依存度（33.8%）を上回るようになるなど、新興国間相互に関連を高めている現状を捉えて「多極化」が進行したとしている。新興国に関連する財・サービス貿易は 16.4%（2000 年～2007

年、ドルベース)で成長し(90年代後半:3.8%)、2007年は世界全体の貿易の32.0%を占めるに至っている。2001年の時点で5割を超えていた発展途上国の貿易依存度は2007年現在71.1%に達した(p.7)。その中でもアジア諸国では、対外直接投資残高(全産業)は2000年の7,620億ドルから2006年には13,090億ドルと1.7倍に拡大している(p.5)。

こうした世界経済の「一体化」と「多極化」が進む中で、東アジア諸国(ASEAN、日、中、韓、インド、オーストラリア、ニュージーランド)は2000年以降経済成長率年平均6.2%を実現している。域内貿易比率では2001年34.4%から2006年38.1%となるなど相互依存関係を深めている(p.8)。東アジア諸国の中間財・最終財輸出のうち域内向けは50.6%と全体の半分であるが、中間財と最終財にそれぞれ限定してみるとその比率は64.0%と35.4%である。このことは東アジア諸国が「生産ネットワーク」の形成とともに「消費拠点」を域外に求めて経済発展をしてきたといえる。さらに、最終財に関する域外向けの輸出では、アメリカ向けの輸出28.1%とEU27向け輸出23.3%という状況であり、欧米向けへの輸出依存度の高さがうかがえる(p.9)。

東アジア諸国の対米輸出依存度(輸出額の対名目GDP比)は直接依存度が2006年9.0%(1994年:7.7%)に対し、間接輸出も含めた「総合依存度」では2006年13.3%(1994年:10.0%)、対EUは直接依存度が2006年8.2%(1994年:5.8%)に対して「総合依存度」は2006年13.6%(1994年:8.3%)、両国・地域に対する「総合依存度」は2006年26.9%(1994年:18.3%)といずれも拡大している(p.10)。

とりわけ、東アジア諸国内で大きなプレゼンスを示している中国経済の現状を、内閣府政策統括官室『世界経済の潮流2008年』によって概観すると、中国経済はここ5年連続して10%を超える経済成長率を維持し、07年の経済成長率は11.9%を達成している。この5年間で名目GDPは約2倍に拡大し、世界第4位の経済規模となり、世界全体の輸出額に占める中国のシェアは1995年の4.6%から2006年の8.6%へと上昇している(p.153)。世界経済におけるプレゼンスを高めていることがうかがえる。また、東アジア諸国では中国に中間財・資本財を輸出し、中国はそれを加工・組立し、先進国に輸出するという中国をハブとした域内工程間分業が展開されている。東アジア諸国からの中国の中間財輸入は2005年で6割以上であり、資本財輸入は2005年で約7割弱となっている。こうした中、アジアNIES・ASEANの域外輸出比率が50%前後であるにもかかわらず、中国のこうした域外輸出のシェアは2006年に75%に達している。

こうしたことから、東アジア諸国は長期的には域内貿易の継続的深化を予測できるが、短期的には中国が欧米市場にその一翼を支えられ輸出依存型経済成長を堅持し、同時に対東アジア諸国への輸出入を増加させているということであろう。つまり現況は近年の中国の経済成長に伴う「大国化」が顕在化し、東アジア諸国は域内貿易の伸び率ほどに域内全体の経済的相互依存関係を深化進行させたわけではないということである。東アジア諸国は1980年代の成長に続き、90

年代の通貨危機を経ても、なおその成長を続けている。これは東アジア諸国のダイナミズムと評されるが、80年代の成長と現在のそれとは、上述のことを踏まえればその特徴は異なっていると分析できる。80年代の東アジア諸国の経済成長は東アジア諸国の経済的相互依存関係を深化させ重層的経済成長を実現した。しかし、現在進行している中国をハブとした東アジア諸国の経済成長は、必ずしも東アジア諸国域内の経済的相互依存の深化に直接結びつくものではなく、むしろ欧米諸国との相互依存関係を深化させつつ、中国の大国化をももたらしているといえる。

3. 東アジア経済統合の背景

1985年のプラザ合意後の円高を背景に、日本企業は生産工程をアジア NIES・ASEAN に移転することでその活路を模索し、日本は東アジア諸国向け海外直接投資を増加させ、一方でこれを受け入れた東アジア諸国の多くが、輸出指向型の工業化政策をとり急速な経済発展を実現した。特に中国は1992年以降「社会主義市場経済」を唱え、急激な経済変革をなした。ここでの経済的構図は経済産業省『グローバル経済戦略—東アジア経済統合と日本の選択』で取り上げられているように、日本・NIESで中間的な部品及び材料を作り、中国・ASEANで組立て、欧米に輸出する「三角貿易構造」であり、これが増大していった(p.33)。東アジア諸国は域内の経済的相互依存関係を深化させながら重層的経済発展を実現してきた。同時にアメリカ市場を主要輸出先とすることで、アメリカとの経済的相互依存関係をも強めていった。

しかし1997年のアジア通貨危機が東アジアの経済成長の転機となった。7月にタイで発生したバーツの暴落は瞬く間に近隣諸国に影響を及ぼした。このアジア通貨危機に際しIMFおよびAPECなど既存組織の救済策は思うように効果を上げることができなかった。こうした中で1997年12月にASEANは日本、中国、韓国の首脳を招き、非公式の首脳会議を開催した。これを契機にASEAN+3の首脳会議が毎年開催されることとなり、1999年11月のASEAN+3で「東アジアの協力に関する共同声明」が採択され、政治や安全保障、経済など広範囲分野での地域協力強化が合意された。2000年5月にはタイのチェンマイで第2回ASEAN+3蔵相会議が開催され、いわゆるチェンマイ・イニシアティブが合意された。

アジア通貨危機は結果的にはASEANと日中韓との地域的協力関係の強化、FTA、EPAへの進展をももたらした。ここに地域協力の枠組み、すなわち「東アジア共同体」あるいは「東アジア経済共同体」構築の発端をみることができる。

そして注目すべきはこの時期の中国の積極的な動きである。中国は2000年のASEAN首脳会議で「中国・ASEAN自由貿易地域の創設」を提案し、2002年のASEAN首脳会議では10年以内の「中国・ASEAN自由貿易地域」の創設を含む「包括的経済協力枠組み協定」に署名した。さらに2003年のASEAN首脳会議の際に行われた日中韓首脳会談では中国は日本に対し「経

済・貿易、情報通信、環境保護、人材育成、文化・教育」の五分野における日中韓の地域協力、特に経済・貿易に関して日中韓による FTA 締結の検討を提案していることである。

一方これに遅れて、日本は 2002 年 1 月に小泉首相が東南アジア諸国を歴訪し、シンガポールで「東アジアの中の日本と ASEAN—率直なパートナーシップを求めて」と題した演説の中で「東アジア・コミュニティ」構想を掲げている。その後、2002 年 11 月に日本・ASEAN 首脳会議の際に「日本・ASEAN 包括的経済連携構想」を具体的政策として提案し、各国首脳は共同宣言に署名した。日本は貿易、投資、科学技術、エネルギー、環境等の幅広い分野で FTA の要素を含め、ASEAN との経済連携を進める方針を打ち出したのである。また 2003 年 11 月に日本・ASEAN 特別首脳会議が開催され、「日本・ASEAN 東京宣言」と「日本・ASEAN 行動計画」が採択されている。

東アジア諸国はアジア通貨危機を経て自らを守るための地域協力制度の必要性を認識したともいえる。また東アジア諸国の地域協力関係は ASEAN と中国、日本、韓国を結ぶ ASEAN+3 という地域協力へと派生し、現在は ASEAN を核とする地域協力の形成と東アジア諸国間あるいは東アジア諸国と他域国との FTA 締結が見られる。

東アジア諸国の地域協力体制の制度的枠組み形成においては、東アジア域内の問題だけではなく、覇権主義とも捉えられるアメリカ主導の経済グローバル化の進展も影響する外的要素である。アメリカはこの枠組み形成には「アメリカの将来の東アジア安全保障政策・経済政策の柔軟性を拘束する」「東アジア共同体が中国主導で進められ、東アジア全体が中国の強い影響下に置かれる」などといった懸念を表明しつつも、2005 年 2 月の「日米安全保障協議委員会」の共同声明で「地域メカニズムの開放性、包含性および透明性の重要性を強調しつつ、様々な形態の地域協力の発展を歓迎する」ことが確認されている（伊藤、田中〔2005〕、p.294）。たしかに東アジア諸国間の経済的相互依存関係が深化し、また中国は特に経済成長し巨大市場を形成しつつある。しかし東アジア諸国は依然としてアメリカ市場を無視することはできない。加えて東アジア諸国はアメリカ主導の安全保障体制下に現存している。ただ中国はこれに組み込まれていない。また東アジア諸国のなかには北朝鮮の核危機、南シナ海の領有権争いなど東アジア諸国の不透明な安全保障環境が作り出すリスクを、アメリカとの軍事協力関係強化により回避しようとする向きもある。一方で「9.11」以降のアメリカの安全保障政策は多民族国家であるアジア諸国にとって、対アメリカ不満醸成の危険性を孕む。

これらの要素は東アジア諸国とアメリカ、中国とアメリカ、また東アジア諸国と中国との関係を不透明なものにし、ASEAN+3 の地域協力の制度的枠組み形成にも影響を与える要素となっている。

4. 東アジア経済統合に向けた ASEAN + 3 の動向

前節で触れたように、1997年の通貨危機解決のために実施された国際機関などの解決策が即効的な成果を生まなかったことが、東アジア諸国に経済の一時的低調や混乱だけではなく、経済的相互依存に基づくアメリカとの関係の在り方への疑念をももたらした。すなわち今日のグローバル化がアメリカの覇権構造であるという警戒感を東アジア諸国は共有した。とりわけ危機的状況にあった ASEAN は、アメリカの介入を最小限とし、東アジア諸国の地域協力に関して東アジア諸国が主体となってその制度的枠組みを構築すべきであるという意識を持つことになった。東アジア共同体評議会は『東アジア共同体と日本の進路』の中で、「東アジア共同体」論がこれまで ASEAN + 3 という政府間会合の枠組み作りに合わせて生れてきたことについて、その背景に地域の経済的相互依存の深化（貿易・投資、金融の協力の進展）があることを指摘している（p.301）。その上で、東アジア共同体は「開放性」（各種の協力枠組みが多くある国や地域に開かれていること）、「透明性」（東アジアで話し合う内容や合意が誰の眼にも明らかであること）、「包括性」（さまざまな諸国が参加しうる）を持つように形成すべきであると述べている。本稿ではここで挙げられた「開放性」「透明性」「包括性」のそれぞれの詳細には触れないが、少なくとも、東アジア共同体を東アジア諸国の地域協力のひとつの「かたち」と考えるならば、これはその方向性の視座を示すものと言える（p.300）。

しかしながら、この経済統合の進め方において ASEAN + 日中韓の思惑はそれぞれこととなったものである。

まず中国は ASEAN 諸国との関係改善を足がかりに、日本や韓国との協調を保ち東アジア諸国へのアメリカの影響力を低下させ、地域協力の優位性を確保しようとしている。中国はアメリカとの経済的相互依存関係を最も深め、そのことで急激な経済発展を成し遂げ、大国と称されるに至った国である。その立場からすれば過度にアメリカを排除することは自国の不利益を生むことにも成りかねない。しかし一方で中国は大国化を背景に、東アジアでの主導権を得たいというのがその立場であろう。しかしながらその責任の大半を担うことには慎重で、この点、日本や韓国を負担担者として重視しているところが見受けられる。

次に ASEAN はアメリカの介入に警戒感を持ち、東アジア諸国自身による主体的な地域協力体制構築を提言し、その実行に向けた行動を起こしてきた。しかしこれらの国々のなかには、アメリカへの警戒感だけではなく、大国化する中国に対しても警戒感を強く抱く国もある。そのため今後、中国に過度な主導的行動の兆しが見られたとするならば、ASEAN 諸国からは相応の抵抗が予測される。さらに中国のそうした振る舞いを ASEAN 諸国が中国の覇権的行動と解釈したならば、それを抑えることを目的に、ASEAN 諸国がアメリカの一定程度の介入を是とする可

能性もある。だがそれが過度に進行すれば、アジア諸国の主体的な地域協力体制構想そのものが変質してしまうことにもなりかねない。いずれにしても ASEAN はアメリカおよび大国化する中国の双方に対し警戒感を抱きつつ、アジア諸国の主体的地域協力体制構築を目指している。そのため ASEAN はアジア諸国内の勢力均衡体制に基づく枠組みを目指していると見ることができる。

さらに日本および韓国は ASEAN とも事情が異なる。もともと政治的にもアメリカとの関係が強いこれらの国では、経済的關係のみならず安全保障の意味でもアメリカのアジア諸国への一定程度の介入を相当程度是認しているむきがある。それは言いかえると中国への警戒感でもある。経済的に大国化する一方で近代的軍備を整えつつある中国に対して安全保障上の後ろ盾としてのアメリカの介入を是認しているといえる。ただしその介入はあくまで間接的なものを善としている。つまりアジア諸国がアメリカの意向も踏まえた均衡的地域協力を支持しつつ、日本および韓国がそこで重要な役割を果たしていくことを念頭に置いていると言える。

このようにアジア諸国は、地域協力体制をそれぞれに意識しつつも、その内容や行動は必ずしも同じ制度的枠組みを志向しているわけではない。しかし中国を除く全てのアジア諸国に共通していることは、大国化する中国への警戒感である。ここにアジア諸国の地域協力体制の制度的枠組みにむけた課題を見出すことができる。それは中国のアジア諸国からの信頼醸成である。この課題はすでにアジア諸国に意識されている。例えば 1995 年の ARF (ASEAN 地域フォーラム) の第 2 回会合で合意された「信頼醸成の促進」、「予防外交の進展」、「紛争へのアプローチの充実」にそれをみることができる。この合意項目は何も中国だけを対象としたものではない。しかしアジア諸国の多くの企業が域内はもとより、とりわけ中国との工程間分業による経済的相互依存関係を深化させている現在において、中国の政治経済的変動の影響は大きい。故に中国がこれらの合意事項について実効性のある行動をとることは東アジア諸国全体の問題として特に意味を持つ。

5. 東アジア経済統合におけるグローバル・ガバナンス

ではこの「中国へのアジア諸国からの信頼醸成」という課題の解決糸口はどこにあるのかが問題となる。それは第一に中国国内のガバナンス¹ 強化にある。また第二に各国統治制度の国際的調和化調整にある。すでに WTO などの国際ルールの重要性は周知のところであろう。アジア諸国の地域協力においても、各国の単独の国家行動を厳しく規制するルールを制度化していくことが重要である。またそれは単なる「合意」ではなく一定程度の規制力または多段階での規制力² が働く「ルール」であることが望ましい。なぜならば GATT と WTO の相違の一つに強制力の存在がある。東アジア地域および中国を含むその構成国においてガバナンスを実現するため

には、国際的合意を超えたルール作りとその調和化が必要であろう。こうした強制力の伴うルール作りがその具体的各事項に実効力を与え、東アジア諸国の相互信頼を醸成し、そこから東アジア諸国の地域的協力体制の制度的枠組みが実質的に始動するものと考えられる。

ところで「ガバナンス」という言葉は、世界銀行のエコノミストによる造語である。90年代に経済のグローバル化とともに欧米市場経済の中で企業のあり方モデルとしてコーポレート・ガバナンス論が広まるなかで一般化していったとされている。また90年代のグローバル・イシューに関連して「グローバル・ガバナンス」議論も国際関係論などの場で指摘されるようになっていく。ガバナンスとは社会組織が意思決定する過程を指し、この過程におけるシステムや枠組み、合意形成、資源・権力の分配、意思決定の仕方、説明責任のとり方などを決める公式・非公式の制度やルールをさす（下村〔2006〕、p.5）とされている。また世界銀行によればガバナンスの要素は行政や公的部門の管理（public sector management）に関わる説明責任（accountability）、透明性（transparency）、予測可能な法的枠組み（legal framework）、公的部門の効率性・情報公開などであるとしている（World Bank〔1992〕,Governance and Development）。更にDAC（経済協力開発機構,OECDの開発援助委員会）は90年代の開発協力において、持続的開発（sustainable development）、参加（participation）、市民社会（civil society）の政策決定への関与・チェック、人権擁護、汚職・腐敗の防止、民主的政治制度、法支配、過度な軍事支出の削減をグッド・ガバナンスだとしている（下村〔2006〕、p.9）。

一般にガバメントは「統治」とも「政府（組織・機関）」とも訳されて使用されるが、これについて「法的拘束力のある決定および法的に基礎付けられた社会制度」というときには統治のことを、また「一定の領域で集合的選択を行い、それを実施する組織」というときには政府のことをいうのであり、統治する組織が政府であるとして、「ガバナンス」と「ガバメント」とを、または「統治」と「政府（組織・機関）」とを区別しないないしは（混濁）を指摘するものもある（渡辺・土山〔2001〕、pp.6-7）。更にガバナンスについては、これを可能にするものは、結局はパワーであると見るリアリズムと、国際的制度だと見るリベラル理論とが存在し、両者には微妙な違いがある。しかし中央政府がなくても規範やルールが遵守される過程・状態が存在する。国際社会におけるこうした遵守（compliance）やそれが実現した状態をグローバル・ガバナンスと呼ぶことができるであろう。

さて東アジア諸国がその主体的立場を堅持しつつこの地域協力体制の制度的枠組みを目指すのであれば、課題は東アジア諸国のグローバル・ガバナンス整備であるといえよう。ただここでいうガバナンスは、初期的なルール遵守に一定程度の拘束力を伴う状態が想定される。特に大国化する中国におけるガバナンス整備は、東アジア諸国全体の相互信頼成立に大きな影響力を持つ。

中国の場合、「経済政策を含むすべての政策は最終的には党中央が決定。党は政府ともう一つの巨大組織である軍と重なり合って中国の統治システムを形成している」。中国では93年12月

に会社法、98年12月に証券法が制定され、制度の形は整ったものの、会社資産の不正流出、粉飾、インサイダー取引などの企業不祥事が続発し、「その制度の実効性については懐疑的状况。」という指摘がある（森〔2005〕、p. 275）。

相互信頼こそが地域協力の制度的枠組みに向けた課題であることは先に指摘した。また地域協力をむけた施策が実行力を持つには、東アジア諸国のグローバル・ガバナンスが重要である。とくに中国は、その経済的成長やアメリカとの関係を考慮するならば、中国のガバナンスがアジア諸国の地域協力の制度的枠組み実現において最も重要な意味を持っていることになる。

今後、中国のガバナンス整備は中国国内の問題としてだけではなく、アジア諸国の地域協力の行く末に関わる問題としてこれを観察し、また中国のガバナンス整備に向けて、東アジア諸国がグローバル・ガバナンスの視点から、中国のガバナンス整備に関する状況のモニタリング役を担うと同時に、一定程度の助力・協力をしていくことが、アジア諸国の主体的地域協力の制度的枠組みを実現していく上で重要である。

5. おわりに

ここではアジア諸国主導による地域協力の制度的枠組み構築のための課題が何かについて検討した。しかしながらこの課題を解決したとして、課題解決後にアジア諸国が向かおうとしている着地点は未だ不確定である。すなわちアジア諸国は、目標設定が不透明なままに、地域協力の制度的枠組みという漠然とした方向性に向かって動いているといえる。アジア諸国の地域協力体制について、EUのような強力な統治をイメージする「東アジア共同体」構想がある一方で、「東アジア共同体」構想は集権的な仕組みではなく、多様なローカルな価値が共存し、競争しながら新たな価値が作られていくといった秩序を志向するものであるといった考えもある（経済産業省〔2006〕、p. 7）。その着地点としていずれを目指すべきなのかは、長期的ビジョンにたった、より一層の議論・検討が図られなければならない。しかしいずれを着地点にするにしても、アジア諸国各国の短期的利害関係の主張に終始するのではなく、アジア諸国の人々がより豊かで安心して暮らせる社会の実現に向けたアジア諸国内の信頼関係醸成が最大の課題であることに違いはない。

アジア諸国主導というのは、アジア諸国を覇権争いの支配する世界へと導くのではなく、グローバル・ガバナンスにもとづく合理性、合法性、公正性、透明性を念頭にした法制度を基軸とする秩序をアジア諸国自身によって形成・構築するということである。これは、グローバル・ガバナンスにもとづく合理性、合法性、公正性、透明性を念頭に置くという意味では、いわゆる「開かれたアジア」の秩序形成である。APECをはじめ ASEM（アジア欧州会議）の開催事実にも、この「開かれたアジア」への期待をみることができる。今後、アジア諸国はグローバ

ル・ガバナンス整備を踏まえたアジア主導の地域協力の制度的枠組みを構築しつつ、世界の他の地域と「開かれたアジア」として積極的な意見交換と経済交流を通じて信頼を築くことが求められているといえる。

注

- 1 世界銀行ではガバナンスを「開発のために国家が経済的・社会的資源を利用するときの権力の行使のあり方」と定義。それは四つの要素、①公共部門の効率的運営、②政府の説明責任性、③開発のための法的枠組みの整備、④情報の透明性から構成されると述べている。そして、現地の政府および企業のガバナンスが説明責任性および透明性を拡大させ、外国の投資家が投資意欲を掻き立てられるような体制を「グッド・ガバナンス」としている。
- 2 EUの公表法令には規則・指令・決定などがある。例えば指令は制定後、各加盟国に通告され、加盟国はこれを国内法化する義務を負う。つまり各加盟国の法がEC指令に抵触している場合、各加盟国は国内法を破棄するかまたは改正の義務を負う。すなわち指令は結果に対し法的拘束力を持つが、その手段（方法・国内法化の時期）は一任されている。また規則は指令とは異なり、制定後、各加盟国に通告され、その事実を各国が官報などで公表する義務を負うのみである。

【主要参考文献】

- (1) 天兒慧 (2006)『中国・アジア・日本』、筑摩書房。
- (2) 荒井利明 (2003)『ASEANと日本』、日中出版。
- (3) 荒井利明 (2007)『東アジアの日・米・中』、日中出版。
- (4) 伊藤憲一、田中明彦編 (2005)『東アジア共同体と日本の針路』、日本放送出版会。
- (5) 内田孟男・川原彰編 (2004)『グローバル・ガバナンスの理論と政策』、中央大学出版部。
- (6) 遠藤乾 (2008)『グローバル・ガバナンスの最前線』、東信堂。
- (7) 大矢吉之・古賀敬太・滝田豪編 (2006)『EUと東アジア共同体』、萌書房。
- (8) 経済産業省『通商白書 2005』『通商白書 2007』『通商白書 2008』時事画報社。
- (9) 経済産業省 (2006)『グローバル経済戦略』、ぎょうせい。
- (10) 小原雅博 (2005)『東アジア共同体一強大化する中国と日本の戦略一』、日本経済新聞社。
- (11) 黒柳米司編 (2005)『アジア地域秩序とASEANの挑戦』、明石書房。
- (12) JETRO『2007年版 ジェトロ貿易投資白書』、ジェトロ。
- (13) 下村恭民 (2006)『アジアのガバナンス』、有斐閣。
- (14) 進藤榮一、平川均 (2006)『東アジア共同体を設計する』、日本経済評論社。
- (15) 進藤榮一 (2007)『東アジア共同体をどうつくるか』、筑摩書房。
- (16) 滝田賢治 (2006)『東アジア共同体への道』、中央大学出版部。
- (17) 竹内宏・松村岐夫・渡辺利夫編 (2006)『徹底検証東アジア』、勁草書房。
- (18) 谷口誠 (2004)『東アジア共同体』、岩波書店。
- (19) 内閣府政策統括官室 (2008)『世界経済の潮流 2008年』、日経印刷。
- (20) 西口清勝、夏剛編 (2006)『東アジア共同体の構築』、ミネルヴァ書房。
- (21) 坂東慧 (2007)『アジア共同体と日本』、日本評論社。

- (22) 中村民雄、須網隆夫、臼井陽一郎、佐藤義明（2008）『東アジア共同体憲章案』、昭和堂。
- (23) 森淳二郎編（2005）『東アジアのコーポレート・ガバナンス』、九州大学出版。
- (24) 宗像直子編（2001）『日中関係の転換—東アジア経済統合への挑戦—』、東洋経済新報社。
- (25) 柳田辰雄（2008）『相対覇権国家システム安定化論—東アジア統合の行方』、東信堂。
- (26) 渡辺昭夫、土山實男編（2001）『グローバル・ガバナンス』、東京大学出版社。
- (27) 渡辺利夫編（2004）『東アジア経済連携の時代』、東洋経済新報社。
- (28) 渡辺利夫編（2004）『東アジア市場統合への道—FTA への課題と挑戦—』、勁草書房。
- (29) 渡辺利夫編（2005）『日本の東アジア戦略—共同体への期待と不安—』、東洋経済新報社。
- (30) 吉野文雄（2006）『東アジア共同体は本当に必要なのか』、北星堂書店。